

議案第16号

西脇市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について

西脇市営住宅条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成30年2月27日

西脇市長 片 山 象 三

(理 由)

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による公営住宅法施行令及び公営住宅法施行規則の改正に伴い、所要の改正を行う必要があるため。

西脇市営住宅条例の一部を改正する条例

西脇市営住宅条例（平成17年西脇市条例第 133号）の一部を次のように改正する。

第15条第1項中「第10条第2項」を「第11条第2項」に改める。

第16条第1項中「第11条第2項」を「第12条第2項」に改める。

第20条第2項中「第8条」を「第7条」に改める。

第46条及び第47条中「第11条」を「第12条」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。